

中城御殿表御殿西側エリア展示委託業務（R8）（仕様書）

1. 業務目的

本業務では、中城御殿（表御殿西側エリア）へ中城御殿の歴史や情報等を伝えるための展示物を制作・設置する業務である。

2. 履行期限

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

履行場所 那覇市首里

3. 業務内容

(1) 業務内容は、別紙の設計図書（図面・内訳書等）を参照。

(2) 展示コンテンツの制作等

- ・本業務に係る展示コンテンツを制作するにあたり、関係機関と調整や状況確認、資料の使用許可等の手続きを行い、必要な資料の作成や整理を行うこと。
- ・中城御殿跡地検討委員会に諮り意見を取り入れながら、展示構成・コンテンツ等の展示内容を決めていくこと。
- ・制作する全ての展示コンテンツにおいて、展示コンテンツの内容に係る情報共有(レイアウト、説明文、動画の動きや効果等)を目的とした資料を作成のうえ、事前に発注者に承諾を得ること。
- ・展示コンテンツ作成にあつては、以下の点も留意すること。
 - 1)動画・静止画に係る編集…必要に応じてテロップ等を追加するなど、わかりやすい内容となるよう工夫すること。
 - 2)説明文およびナレーション作成…コンテンツの表示面の大きさや指定された動画の長さ等に応じて、文字分量による閲覧・ナレーション速度や文面(事実確認や人権・差別等への配慮含む)の事前確認、実際のレイアウトや音声の確認等、全体工程と必要な確認段階を事前に発注者等に提示し、その都度了解を得てから、編集作業を進めること。
 - 3)翻訳作業（別途業務）…翻訳を掲載するスペースも考慮すること。
 - 4)その他…その他上述に明示されていないことでも業務遂行に必要とされる業務は、事前に発注者と協議の上実施すること。

4. 成果品・報告書作成

- ・本業務は、電子納品対象業務とする。

(1) 電子納品

電子納品とは、計画・設計・工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。~~ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、発注者と協議するものとする。~~

(2) 業務成果品

- ・打合せ記録簿

- ・展示グラフィック、映像グラフィック等の検討段階資料
- ・設置状況写真（資材搬入写真、設置後視認できなくなる部分 等）
- ・業務報告書
- ・下請け通知、資材承諾通知等
- ・図面の特記仕様書「16.完成図等」参照
- ・その他発注者が業務に関するものとして指示したもの

(3) その他

成果品は、電子媒体(CD-R)で(正)1部を~~上記「確認証」も併せて~~発注者へ提出すること。

~~「要領」で特に記載が無い項目については、発注者と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。~~

- ・電子納品（CD-R）：1式(正1部)
- ・報告書（A4、ドッチファイル）：1部
- ・その他（発注者が指示するもの）

5. 著作権・特許等

- (1) 受託者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権（著作権法第27条及び28条に定める権利を含む財産権）を、発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、発注者の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3) 成果物で使用する文章、写真、図版などは全て発注者での利用若しくは第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。ただし、公共機関から貸与したものは除く。
- (4) 成果物の使用期限は設けないものとする。
- (5) 成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託者において責任を負うものとする
- (6) やむを得ずこれにより難い場合は、別途協議を行う。

6. 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

また、契約の主たる部分となる企画判断、業務管理、指導監督などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、又は負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ発注者が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の事前承諾

上記(1)及び(2)を踏まえた上で、「建築設計業務委託共通仕様書」で定める場合を除き、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ書面により発注者の承諾を受けなければならない。

7. その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、発注者の指示を受けなければならない。
- (2) 自ら又は再委託の相手方等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託の相手方等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。
- (3) 翻訳については、展示内容決定後、発注者と協議の上追加業務として予定している。